
【重要】軽自動車の継続検査OSSに関するお知らせ

令和元年 5 月

指定自動車整備事業者の皆様へ

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（日整連）

日整連支部における軽自動車継続検査 OSS の受付開始時期について

平素は、日整連事業へのご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、軽自動車の継続検査 OSS に関しましては、去る平成 31 年 4 月 26 日（金）に、別紙のとおり軽自動車検査協会（軽検協）から、令和元年 5 月 7 日（火）より運用を開始する旨が発表されました。また、同日、行政書士法施行規則が改正され、法令上、当会を申請代理人とした軽自動車の OSS による継続検査申請が可能となりました。

このような状況の下、本来であれば、5 月 7 日（火）より軽自動車の継続検査の代理申請も実施させて頂くところではありますが、本申請において軽検協に納付する検査手数料の納付方法が当会で採用しているダイレクト納付^{（注）}に対応していないため、これに代わる新たな納付方法を軽検協とともに構築するために、軽検協等の現行システムの改修が必要であり、その改修規模の大きさから早期対応が困難な状況です。

このため当会としましては、可能な限り早期に、当面、本年秋ごろの受付開始を目標に軽検協及びシステム開発会社と調整を行っておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

ご利用予定されていた皆様には、多大なご迷惑をおかけしますこと、また急なご案内となりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

なお、正式な受付開始時期等につきましては、スケジュールが確定次第改めてご案内致しますので、よろしくお願い申し上げます。

以 上

注) 事前に金融機関口座を登録しておき、官庁の WEB サイト等に電子申請を行うことによりワンストップで電子納付まで完了するサービスで、登録車では、日整連を申請代理人として継続検査 OSS 申請を行う際には、「検査登録手数料」及び「自動車重量税」を直接、事業者様の口座から国庫に納付する方法が採用されています。

**軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）
の継続検査（指定整備）を5月7日から開始します。**

軽自動車OSS（継続検査（指定整備））については、今般、導入にあたっての諸準備が整い、本年5月7日から運用を開始することとしましたので、お知らせいたします。

また、本年9月の運用開始を予定していた軽自動車OSS（新車新規検査（型式指定車））については、その円滑な運用を図る観点から、今般の継続検査OSSの進捗状況を踏まえつつ、新車新規検査OSSに関する申請者側の関係システムの構築や事務作業の習熟等に係る準備期間を十分に確保した上で開始することが望ましいことから、運用開始時期を再度検討することといたしました。

具体的な時期については、決まり次第改めてお知らせいたします。

（連絡先）

軽自動車検査協会 情報システム部システム企画課
電話 03-5324-6611 FAX 03-5324-6621